

宗像市がんばる中小企業者応援補助金 公募のご案内

新たな生活様式に対応して、
デジタル化をすすめたい

新たな販路開拓のため、
展示会に出展したい

事業転換を考えているけど
予算が足りない・・・



システム導入で生産性を
あげて、業務効率化を
図りたい

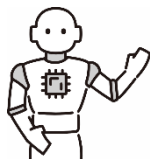
がんばる中小企業者応援補助金とは？

市内商工業者の活性化を図り、宗像市の稼ぐ力を強化するため、新事業や販路開拓、生産性向上や人材不足・インバウンド観光客への対応のために市内事業者が行う事業活動に係る経費の一部を補助します。

対象となる事業



**新事業・
販路開拓枠**



生産性向上枠



人への投資枠

- 新たな分野への挑戦・商品提供方式の導入などに取り組む事業
- 販路開拓のため、展示会・見本市・オンライン展示会等に出展する事業

- 自動化(無人化)・省力化実現のための設備、デジタル技術の導入等、生産性向上に取り組む事業

- 人材不足を解決するための事業
- インバウンド観光客の対応に係る事業

申請期間

令和8年6月1日(月)～令和8年12月25日(金)

※受付は先着順で、予算上限に到達次第終了します。

※申請受付後、審査を行います。審査の結果、不採択の場合は補助金は交付できません。

補助額

新事業・販路開拓枠	補助率1/2 ※市内事業者へ発注した補助対象経費 については 補助率2/3	補助上限額 50万円 (新たに経営革新計画の承認を受け実施する事業は 100万円)
生産性向上枠		補助上限額 50万円
人への投資枠		

※事業継続力強化計画策定済の事業者は限度額に10万円上乗せします

問い合わせ
申請先

宗像市 産業政策課 商工観光係
 〒811-3492 宗像市東郷1-1-1 (北館2階)
 TEL 0940-36-0037
 Email sangyouseisaku@city.munakata.lg.jp

申請要領・
様式はこちら



令和8年度宗像市がんばる中小企業者応援補助金概要

※以下、記載事項は概要になります。申請にあたっては、交付要綱及び募集要領を必ずご確認ください。

補助対象者

中小企業者又は特定非営利活動法人であって、

以下の要件をすべて満たす者。

- (1) 宗像市内に事業所又は主たる店舗を有すること
- (2) 個人事業者については、市内居住者であること
- (3) 事業を開始した日以後、1年を経過していること
- (4) 市税等に滞納がないこと

※一部、政治団体、宗教法人、暴力団等と関連する者、風営法第2条第5項、13項に該当する者など、補助対象外となる場合があります。

▼中小企業者

業種	資本金	従業員
製造業、建設業、運輸業、その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

補助対象経費

※交付決定後～事業完了までに発生した経費のみが対象となります。

経費項目	補助上限額	具体例
広報費	10万円	広告印刷費、広告掲載費 など
工事請負費	—	看板設置、店舗改装 など
委託料	30万円	マーケティング調査、F/S調査、システム構築委託、試作品製造委託、広告デザイン委託、専門家委託 など
備品購入費	—	備品購入費 ※汎用性が高いものや消耗品などは補助対象外となります。
ソフトウェア等利用料	20万円	特定業務用ソフトウェア、情報システム等に係る利用料 など
展示会等出展費	—	出展料(小間料)、会場設営費、備品費(購入・借用)、搬送費(燃料費は対象外)、通訳・翻訳費、旅費・宿泊費(現地に赴く1人分) など ※要事前相談
人材活用に係る経費	20万円	専門家派遣、副業人材活用、求人掲載 など
その他市長が必要と みとめる経費	—	

補助対象事業(例)

(1)新事業・販路開拓枠

- 喫茶店を経営 ⇒ 新たにテイクアウト事業を開始
- 菓子製造 ⇒ 菓子製造過程で生成される成分を活用し化粧品の製造を開始
- ECサイト構築による店頭販売からネット販売事業への転換
- 宗像市外で開催される展示会・見本市等に出展(販売目的の展示会等は対象外)

(2)生産性向上枠

- テイクアウト注文システム、オンライン予約システム、テレワークの導入
- マーケティング支援ツールを導入した営業の高度化
- P O Sレジサービスによる日々の売上管理の効率化

(3)人への投資枠

- 人材確保のための求人サイトへの掲載
- インバウンド向けSNS発信のための副業プロ人材の導入
- 飲食店等での英語メニューの導入

申請にあたっての留意事項

- 補助対象経費は、当該事業に直接必要な経費であって、交付決定日以降に発生した経費のみが対象となります。
※(1)展示会等への出展に係る事業については、補助対象期間(令和8年4月1日から令和9年3月31日)中に開催される展示会等の経費であれば、令和8年4月1日以前に支払ったものも対象とします。要事前報告。
- 補助対象期間に新たに取り組んだ事業が対象となります。以下のようなケースは対象となりません。
(例)対象：新たにテレワークを導入するためのソフトウェアの利用料
対象外：既にテレワークを開始しており、システム「拡充」、「変更」するためのソフトウェアの利用料
- 他の補助金で交付決定を受けた、または受ける予定の経費は補助対象外です。
- 市内事業者の取組事例として、事業内容を公表させていただくことがあります。ご協力ください。

